



2022年2月18日

各 位

上場会社名           メック株式会社  
代表者                代表取締役社長 前田 和夫  
                          (コード番号 4971)  
問合せ先責任者    コーポレートコミュニケーション課 坂本 佳宏  
                          (TEL 06-6401-8160)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年3月23日に開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 上記に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 経営体制およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を目的として、現行定款第18条(取締役の員数)に定める取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を6名以内から8名以内に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>6</u>名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令により、書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことが認められている事項の全部または一部を同書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>8</u>名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置等)</p> <p><u>第1条</u> 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（株主総会資料の電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日                      2022年3月23日（水曜日）

定款変更の効力発生日                                      2022年3月23日（水曜日）

以 上